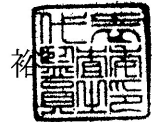


幸田町監査公示第1号

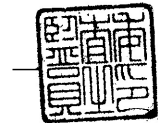
監査の結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和6年5月31日

幸田町監査委員 大 浦



幸田町監査委員 黒 木



記

- 1 監査の種別
定期監査（公共施設監査）

- 2 監査の実施年月日
令和6年5月30日

- 3 監査の対象施設及び担当課

対象施設名	担 当 課
幸田町安全テラスセンター24	総務部防災安全課
幸田町ひと・しごと交流施設（古民館 ogi）	企画部企画政策課

- 4 監査の対象事項
幸田町公共施設から対象施設を抽出し、当該施設の運営内容、安全管理及び財産管理状況（土地、建物、設備及び備品）等を重点監査した。

- 5 監査の実施内容
幸田町監査基準に基づき、関連調書及びその他参考資料について、あらかじめ担当課に提出を求め、事前確認をした上で、幸田町監査実施着眼点にある評価項目に照らし、担当課職員から説明を聴取するとともに、現地にも赴き、監査を実施した。

- 6 監査の結果
適正と認める。